

4-2. 輸入及び輸出の届出

(1) 従来の報告と本制度に基づく届出の相違等

①輸出の届出の新設

従来は、牛の輸出について報告を求めていませんでしたが、本制度では輸出についても届出が必要になります。

②輸入の届出方法の変更点

基本的にこれまで実施されてきた報告の手順を踏襲しますが、報告内容のうち「品種」が「種別」となり、従来の動物検疫所の示す品種区分に準じる区分から、本制度で規定する11区分となります。

(4-1(3)⑦参照)

③本制度に基づく届出が必要となる牛

法に基づく輸入及び輸出の届出は、輸入された牛のうち法に規定されたいわゆる「と畜場直行牛」を除き平成15年12月1日以降に輸入または輸出される牛について適用されます。

ア 輸出については、国外に移出されたことを判断基準としますので、平成15年12月1日以降に国外に移出される牛が届出の対象になります。

イ 輸入については、国内に移入されたことを判断基準としますが、国内の既存牛の届出との関係から、平成15年11月30日以前に輸入されていても、動物検疫所からの解放が12月1日以降になる牛については本制度に基づく届出を実施してください。

また、平成15年11月30日までに動物検疫所から解放された牛であって、農家等（飼養施設）への到着が12月1日以降となる牛は当該農家等で既存牛の再届出が必要となりますので、輸入者は既存牛の再届出が必要であることを仕向先農家に伝えてください。

ウ また、あらかじめ報告のシステム及び届出のための報告カードの様式を変更するため、11月30日までに解放された牛であっても、輸入の報告が11月15日以降になる場合には、新様式の報告カードと新システムを用いることになります。

④その他

従来は、耳標番号等を改良センターに報告することで報告が終了となりましたが、12月1日以降に動物検疫所から解放される牛については、報告後に改良センターから個体識別番号が通知されます。これにより、届出が受理されたことの確認が可能となります。（出生の届出と同様）

(2) 輸入の届出の具体的な手順

①輸入の届出が除外される牛

ア 動物検疫所における輸入検疫（繫留期間5日）終了後に、家畜伝染病予防

法施行規則第50条に基づき、家畜防疫官が指定すると畜場に家畜防疫官が指定する方法及び経路に従って輸送されると畜場直行牛については、耳標装着及び届出の対象から除外されます。

イ 検疫中に死亡した牛は耳標の装着及び届出の対象から除外されます。

しかしながら、耳標を装着した後に死亡した牛は届出の対象となりますので、輸入者は死亡（または輸出国に返送）した旨を輸入牛報告カードに記載して報告してください。

②耳標の装着

4-1 「耳標の装着と出生の届出」に準じます。

牛の輸入者は、輸入検疫期間の終了までに、事前に輸入者に配布されている耳標を、輸入牛の両耳に装着して下さい。

③輸入牛報告カードの記入

牛の輸入者は、耳標を装着した後、輸入牛報告カードに、下記の事項を記入します。これらの記録は当該牛が死亡又はと畜されるまで保存するよう努めて下さい。

- a) 輸入者コード
- b) 動物検疫所コード *飼養施設の所在地情報として必要です。
- c) 仕向先農家コード（譲渡し等の相手先コード）*異動報告をあわせて実施するため必要です。
- d) 装着した耳標の個体識別番号
- e) 生年月日 *任意です。
- f) 入検年月日（輸入年月日）
- g) 解放年月日（通関年月日）
- h) 輸入牛の状態（「輸入」「返送」「死亡」のいずれかを選択）
- i) 牛の種別（本制度による種別区分）
- j) 輸入先の国名
- k) 雌雄の別

なお、上記の記入事項のうち生年月日は任意の参考情報としての位置づけですので、記載がなくても受け付け可能です。

③届出の方法

輸入者は、FAX(0037-80-2525)あるいはパソコン等を用い、改良センターへ報告して下さい。

④届出の時期

本牛が異動可能となる解放年月日（輸入検疫期間の終了日）以降速やかに報告してください。

⑤個体識別番号の通知

出生の届出（4-1参照）に準じて、改良センターから輸入者に対して通知

されます。

(3) 輸出の届出の具体的な手順

①輸出牛報告カードの記入

牛の輸出者は、動物検疫所に入検した後、輸出牛報告カードに、下記の事項を記入してください。

- a) 輸出者コード
- b) 動物検疫所コード
- c) 譲受け等の相手先コード *異動報告をあわせて実施するために必要です。
- d) 個体識別番号
- e) 入検年月日
- f) 解放年月日(輸出年月日)
- g) 輸出先の国名

②届出の方法

輸出者は、FAX(0037-80-2525)あるいはパソコン等を用い、届出て下さい。

③届出の時期

本牛を輸出後速やかに報告してください。

④輸出検疫中に牛が死亡した場合の取扱い

譲受け等及び譲渡し等の届出(4-5参照)に準じて譲受けを届出した上で、死亡の届出(4-4参照)に準じて死亡を届け出て下さい(国内での牛の異動と同じ扱い)。その際、報告に記載する農家コードは検疫を受けた動物検疫所本支所のコードを記載して下さい。

(補足)動物検疫所本支所のコードで報告する理由は、牛が転入及び死亡した場所を特定するためです。輸出しようとした者のコードを記載して報告すると、場所が特定できません。例えば、東京に本社がある会社のコードが記載されていると死亡場所が神奈川県であっても東京都になってしまいます。

(4) 輸入者・輸出者マスタの作成

輸入及び輸出の届出を同時に実施するため、平成15年12月1日までに輸入者・輸出者マスタを作成し、コードを付与します。